

令和8年度がん検診推進事業（がん無料クーポン券等作成・封入封緘）等業務仕様書

1 委託件名

令和8年度がん検診推進事業（がん無料クーポン券等作成・封入封緘）等業務

2 業務概要

- (1) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱等に基づく対象者のがん検診無料クーポン券等の作成・封入封緘業務
- (2) 生活習慣病予防健診勧奨ハガキの作成及び宛名印刷

3 履行期間

契約締結日から令和8年5月22日まで

4 履行場所

受託者作業場所。ただし、セキュリティが確保された場所であること。

5 作成物の仕様及び数量

仕様及び数量は次のとおりとする。数量は概算であり、本市の都合により増減することがある。なお、各通知は、封筒も含めて封入・封緘後50グラム以内で送付できる重さとする。下記①～④、⑥～⑨の封入・封緘の種類については、別紙3「封入物一覧」のとおり。

	項目	仕様	用紙サイズ	紙質	色、印刷	数量の（ ） は概算
①	クーポン券（台紙）子宮頸がん（個人情報印字）	宛名等印字、封筒に入るよう折り有	420 mm×297 mm (A3)	70K	表面フルカラー、裏面白黒の両面印刷	(1,550)
②	クーポン券（台紙）乳がん・大腸がん・胃がんリスク検査（個人情報印字）					(1,900)
③	クーポン券（台紙）大腸がん・胃がんリスク検査（個人情報印字）					(1,820)
④	クーポン券（台紙）胃がんリス					(3,430)

	ク検査（個人情報印字）					
⑤	クーポン券（台紙）（個人情報印字なし）					200
⑥	検診手帳（冊子）	48P（表紙、裏表紙込）の冊子	132mm×93mm	マット紙	フルカラー両面印刷	(5,300) ①+②+③+予備
⑦	送付用窓あき封筒（クーポン・胃がんリスク検査用）（区内特別郵便）	グラシン窓	長3封筒	上質紙70K（白） ※紙質・裏地は内容物が透けないもの	2+1（地紋）	(5,300) ①+②+③+予備
⑧	送付用窓あき封筒（胃がんリスク検査用）（区内特別郵便）					(3,500) ④+予備
⑨	胃がんリスク検査お知らせらし	折り有	210mm×297mm	コート紙	フルカラー片面印刷	(7,200) ②+③+④+予備
⑩	生活習慣病予防健診勧奨ハガキ（個人情報印字）	単判ハガキ、宛名情報印字	横103mm×縦152.4mm	マットコート110Kもしくは上質紙110K	フルカラー両面印刷	(11,900)
⑪	封入・封緘					(8,700) ①+②+③+④

6 個人情報の印字について

「クーポン券（台紙）子宮頸がん（個人情報印字）」、「クーポン券（台紙）乳がん・大腸がん・胃がんリスク検査（個人情報印字）」、「クーポン券（台紙）大腸がん・胃がんリスク検査（個人情報印字）」、「クーポン券（台紙）胃がんリスク検査（個人情報印字）」、「生活習慣病予防健診勧奨ハガキ（個人情報印字）」は、委託者が提供する住民情報データを基に個人情報印字を行う。受託者は、委託者が提供する住民情報データを必要に応じて加工する。

(1) 印字単位

対象者1人あたり1通

(2) 提供データ

住民情報のデータ（宛名番号・氏名・生年月日・郵便番号・住所・方書）を提供する。

(3) データ提供方法

データ提供は、伝送もしくは CD-ROM によるものとし、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

CD-ROM は受託者で用意すること。

伝送の場合は、必要な回線を受託者が用意するものとし、以下のセキュリティ要件を満たすこと。

【セキュリティ要件】

通信は暗号化されており、LGWAN-ASP、専用線、広域イーサネット、IP-VPN、エントリー VPN のいずれかの通信回線であること（インターネット VPN は不可）

(4) データ形式

- ・ファイル形式：Excel, CSV
- ・文字コード体系：ANSI (Shift-JIS), UTF-8

7 作成物

印刷内容は、原稿データを委託者が提供する。受託者は委託者の求めに応じ、一部内容の加除修正を行う。

(1) クーポン券（台紙）

ア クーポン券の種類

対象者の性別・年齢に応じて、次の 5 種類のクーポン券台紙を作成する。

- (ア) 子宮頸がん検診（21 歳女性）
- (イ) 乳がん検診・大腸がん検診・胃がんリスク検査（41 歳女性）
- (ウ) 大腸がん検診・胃がんリスク検査（41 歳男性）
- (エ) 胃がんリスク検査（46 歳男女）
- (オ) 予備用台紙

イ 印字内容

A3 判両面印刷を 2 つ折りとし、作成するクーポン券部分は切り取り可能とする。

デザインレイアウトについては、委託者が基本デザイン【別紙 1】の電子データおよび作成見本を提供し、受託者は委託者が提供する内容に応じ一部内容を差し替えるものとする。

個人情報等の印字レイアウトについては、【別紙 1】のとおり、委託者指定の箇所に印字すること。

氏名、住所にかかる項目について、行政事務標準文字（MJ+）フォントにて印刷すること。

交付年月日については令和 8 年 6 月 1 日とし、有効期限については令和 8 年 11 月 30 日とすること。

提供したデータをもとにカスタマーバーコードを生成し印字すること。

各クーポン券の受診券番号は「40203-*****（クーポン券パターン番号）-宛名番号（9 桁）」とすること。なお、「*****」のクーポン券パターン番号については【別紙 4】を参照のこと。

使用機器については、本業務の印字が可能である機種を使用すること。なお、受託者においてプログラムの変換等の対応にかかる費用は受託者による負担とする。

印字の際は、かすれ、ばらつき及び欠落がないこと、また文字のずれがないよう必ず印字状態を確認すること。

印字件数については提供したデータファイルとの照合等履行確認に使用するため、発送予定日の1週間前までに担当者あて報告すること。

(2) 検診手帳

検診手帳は、委託者が基本デザインの電子データおよび作成見本を提供し、受託者は委託者が提供する内容に応じ一部内容を差し替えるものとする。

(3) 送付用窓あき封筒

「クーポン・胃がんリスク検査用」と「胃がんリスク検査用」の2種類を作成すること。

ア サイズ

長3封筒を基本とする。

イ 窓あき部分

1箇所設け、無料クーポン券(台紙)に印字した宛先情報(郵便番号、送付先住所、宛名、バーコード等)が、窓から確認できること。紙素材とし、分別せずに封筒ごと捨てられるものとする。

ウ デザイン

委託者が提供する電子データを基に作成する。封入物が透けて見えないように、内部地紋入りとする。

(4) 胃がんリスク検査チラシ

委託者が提供する電子データを基にA4判片面のカラーで片面印刷とする。

(5) 生活習慣病予防健診勧奨ハガキ

委託者が提供する電子データを基に両面カラーで印刷した単判ハガキを作成する。

ア 印字内容

個人情報等の印字レイアウトについては、【別紙2】のとおり、委託者指定の箇所に印字すること。

氏名、住所にかかる項目について、行政事務標準文字(MJ+)フォントにて印刷すること。

提供したデータをもとにカスタマーバーコードを生成し印字すること。

使用機器については、本業務の印字が可能である機種を使用すること。なお、受託者においてプログラムの変換等の対応にかかる費用は受託者による負担とする。

印字の際は、かすれ、ばらつき及び欠落がないこと、また文字のずれがないよう必ず印字状態を確認すること。

印字件数については提供したデータファイルとの照合等履行確認に使用するため、発送予定日の1週間前までに担当者あて報告すること。

8 校正

校正回数は、各帳票2回とする。

9 封入及び封緘作業

受託者は委託者が指定する別紙3「封入物一覧」のとおり封入封緘する。

10 納品

(1) 納品場所

作成したクーポン券及び生活習慣病予防健診勸奨ハガキのうち、対象者送付分については、久留米東郵便局に差出を行うことで納品とする。なお、差出に必要な後納依頼票については、事前に受託者に渡すので、引き取りを行うこと。

作成したクーポン券のうち、再発行等予備分については、久留米市保健所健康推進課に納品すること。

(2) 納品日

令和8年5月22日（金）

11 委託料の支払い

委託料は単価契約とし、契約単価は見積単価とする。

12 個人情報の取扱い

業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別紙6「個人情報取扱特記事項」、久留米市情報セキュリティ規則及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、個人情報の適切な管理のための規定を整備し、適切に運用しなければならない。

13 その他

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

仕様書に定めのない項目について疑義が生じた場合は、お互い協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。

- ①郵便番号
 - ②住所・方書
 - ③氏名 様
 - ④郵便カスタマーバーコード
- (余白に任意で整理番号を入れても差し支えない)

受診当日の持ち物

- クーポン券(右側)
- 本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証等)

令和7年度 無料クーポン券のお知らせ

子宮・乳・大腸 がん検診 期間：6/1~11/30

無料クーポン券の発行は生涯で1回きりです

この貴重な機会にぜひご受診ください

この無料クーポン券は、令和7年4月20日時点で久留米市に住民登録がある方へお送りしております。その後、市外へ転出などされた方は、市町村によって実施状況が異なりますので、転出先の市町村へお問い合わせください。

無料クーポン対象 **21歳女性限定**

子宮頸がん検診

視診・内診・細胞診



無料クーポン対象 **41歳女性限定**

乳がん検診

マンモグラフィ検査



無料クーポン対象 **41歳限定**

大腸がん検診

便潜血検査(2日分)



医療機関で受ける

医療機関一覧

予約の必要性は医療機関ごとに異なります



集団会場で受ける

インターネットで予約

久留米市 けんしん予約サイト

受付時間 24時間受付 (6/2~予約開始)



電話で予約

くるめけんしんダイヤル 0120-489-961

受付時間 平日9:00~17:00 (祝日除く月曜~金曜、6/2~予約開始)

胃がんリスク検査のお知らせ

41歳・46歳の方を限定に

胃がんリスク検査を500円で実施します。

受診できるのは1回のみです。

詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

※受診には右側の「胃がんリスク検査受診券」が必ず必要です。

子宮頸がん 無料クーポン

対象者

21歳女性

COUPON

CANCER SCREENING FREE COUPON

通常は 約7,500円

市が費用を全額負担

無料

7年度

子宮頸がん検診無料クーポン券

交付年月日 令和7年6月1日
有効期限 令和7年11月30日

久留米市



CANCER SCREENING FREE COUPON

受診券番号 ⑤*****

交付年月日 令和7年6月1日

氏名 ⑥氏名

生年月日 ⑦生年月日

住所 〒 ⑧郵便番号

⑨住所・方書

久留米市

乳がん 無料クーポン

対象者

41歳女性

※今回あなたは 無料クーポンの対象外となります

対象である場合は子宮頸がん同様にクーポン券及び個人情報の印字を行うこと

大腸がん 無料クーポン

対象者

41歳の方

※今回あなたは 無料クーポンの対象外となります

対象である場合は子宮頸がん同様にクーポン券及び個人情報の印字を行うこと

胃がん リスク検査 受診券

対象者

41歳・46歳の方

※今回あなたは 本券の対象外となります

対象である場合は子宮頸がん同様にクーポン券及び個人情報の印字を行うこと

受診券番号 ⑩ * * * * *

氏名 ⑪ 氏名
生年月日 ⑫ 生年月日
住所 ⑬ 郵便番号
⑭ 住所・方書

問合せ先
電話：0942-30-9331
FAX：0942-30-9833
久留米市保健所健康推進課

本クーポン券の使用に関する
問合せのほか、紛失された場
合は必ずご連絡ください。

【受診者の方へ】
●1度使用されたクーポン券は使用できません。
●このクーポン券が、盗難・紛失または滅失された場合はすぐに問合せ先へ連絡してください。
再発行を希望される方は、有効期限内であれば再発行します。
●このクーポン券の売買、第三者への譲渡はできません。
●このクーポン券に記入された内容が修正された場合は、使用できません。

【検診機関の方へ】
●このクーポン券を使用した月の翌月20日までに久留米市に本券を検診関係の書類と一緒に提出してください。
●このクーポン券を使用する場合は、マイナンバーカード・運転免許証等で必ず本人確認を行ってください。
●このクーポン券の対象者が受診された検診費用をお支払いします。

令和 年 月 日
検診機関名
住 所
代 表 者

子

子

対象である場合は子宮頸がん同様に個人情報等の印字を行うこと

対象である場合は子宮頸がん同様に個人情報等の印字を行うこと

対象である場合は子宮頸がん同様に個人情報等の印字を行うこと

職場のみなさまへ

市の検診は市民の皆様の健康を支えるために、実施しているものです。
このお知らせを持った職員の方が検診のための休暇などを願い出た場合、
これを認め、検診実施に協力していただくようお願いします。

久留米市

お問い合わせは

久留米市保健所 健康推進課まで
TEL:0942-30-9331 FAX:0942-30-9833
メール:ho-kenko@city.kurume.lg.jp

※集団けんしんの予約、クーポン券の再発行申込み及び検診に関するご質問は、「くるめけんしんダイヤル(0120-489-961)」までご連絡ください。
※久留米市保健所 健康推進課では集団けんしんの予約受付は行っておりません。

郵便はがき



- ①郵便番号
- ②住所・片書
- ③氏名 様
- ④郵便カスタマーバーコード
(余白に整理番号を入れても差し支えない)

令和 年度 久留米市
生活習慣病予防健康診査
受診期間 6/1 ~ 11/30



久留米市保健所健康推進課

〒830-0022 久留米市城南町15番地5(久留米商工会館4階)

TEL : 0942-30-9331 FAX : 0942-30-9833

メール : ho-kenko@city.kurume.lg.jp

封入物一覧

(1)子宮頸がん(21歳女性)

封入物		
封入点数	件数	帳票名
1点目	1,550 (見込)	①クーポン券(台紙)子宮頸がん(個人情報印字)
2点目		⑥検診手帳(冊子)
封筒		⑦送付用窓あき封筒(クーポン・胃がんリスク検査用)(区内特別郵便)

(2)乳がん・大腸がん・胃がんリスク検査(41歳女性)

封入物		
封入点数	件数	帳票名
1点目	1,900 (見込)	②クーポン券(台紙)乳がん・大腸がん・胃がんリスク検査(個人情報印字)
2点目		⑥検診手帳(冊子)
3点目		⑨胃がんリスク検査お知らせちらし
封筒		⑦送付用窓あき封筒(クーポン・胃がんリスク検査用)(区内特別郵便)

(3)大腸がん・胃がんリスク検査(41歳男性)

封入物		
封入点数	件数	帳票名
1点目	1,820 (見込)	③クーポン券(台紙)大腸がん・胃がんリスク検査(個人情報印字)
2点目		⑥検診手帳(冊子)
3点目		⑨胃がんリスク検査お知らせちらし
封筒		⑦送付用窓あき封筒(クーポン・胃がんリスク検査用)(区内特別郵便)

(4)胃がんリスク検査(46歳男性)

封入物		
封入点数	件数	帳票名
1点目	3,430 (見込)	④クーポン券(台紙)胃がんリスク検査(個人情報印字)
2点目		⑨胃がんリスク検査お知らせちらし
封筒		⑧送付用窓あき封筒(胃がんリスク検査用)(区内特別郵便)

【留意事項】

クーポン券に記載されている宛先情報が、専用封筒の窓から確認できるよう、封入封緘作業を行うこと。

受診券番号

受診券番号については以下のようにすること。

40203-***** (クーポン券パターン番号)-宛名番号(9桁)

なお、クーポン券パターン番号は下記の通り。

委託者はクーポン券パターン番号毎に、住民情報データを提供する。

	子宮頸がん検診	乳がん検診	大腸がん検診	胃がんリスク検査
クーポン券 パターン番号	102110	224110	304110	404110 または 404610

箱詰分類・納品先表

箱詰分類

種類	分類					
(1)子宮頸がん(21歳女性) (2)乳がん・大腸がん・胃がんリスク検査(41歳女性) (3)大腸がん・胃がんリスク検査(41歳男性) (4)胃がんリスク検査(46歳男性)	830-xxxx (田主丸・北野・城島・三猪町以外)	839-xxxx (田主丸・北野・城島・三猪町以外)	田主丸町	北野町	城島町	三猪町
生活習慣病予防健診勸奨ハガキ	830-xxxx (田主丸・北野・城島・三猪町以外)	839-xxxx (田主丸・北野・城島・三猪町以外)	田主丸町	北野町	城島町	三猪町

納品先

事前に久留米市保健所健康推進課に立ち寄り、郵便局に持ち込むための必要書類を受け取ること。

箱詰分類	納品場所	
830-xxxx (田主丸・北野・城島・三猪町以外)	久留米東郵便局	久留米市御井旗崎4-3-7
839-xxxx (田主丸・北野・城島・三猪町以外)		
田主丸町		
北野町		
城島町		
三猪町		

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

2 収集の制限

- (1) 受託者は、業務を行うために個人情報を収集する場合は、業務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受託者は、業務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。ただし、久留米市の承諾があるときはこの限りではない。

3 安全管理措置の遵守

- (1) 受託者は、久留米市が行っている安全管理措置と同等の措置を講じるよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、安全管理措置の内容を、久留米市に書面で報告するものとする。
- (3) 久留米市は、受託者が講ずる安全管理措置が久留米市の当該措置と同等でないと思慮するときは、受託者に久留米市が求める措置を講ずるよう命じることができる。

4 秘密の保持及び目的外利用の禁止

- (1) 受託者は、業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は業務の目的以外の目的に利用してはならない。業務が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 久留米市が承認した再委託先に対しては、受託者は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

5 漏えい、滅失及びき損の防止

- (1) 受託者は、業務に関して知ることのできた個人情報について、漏えい、滅失、き損（以下「漏えい等」という。）を防止し、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務を処理するために個人情報の授受、保管又は搬送を行う場合には、個人情報の漏えい等が発生しないように管理しなければならない。

6 個人情報の返還

- (1) 受託者は、業務を処理するために久留米市から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の終了又は解除後直ちに久留米市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、久留米市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- (2) 受託者は、前項ただし書により久留米市が指示した方法により個人情報を処理した場合は、久留米市に報告しなければならない。

7 個人情報の廃棄

- (1) 受託者は、業務に関して知ることのできた個人情報について保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(2) 受託者は、久留米市が指定した個人情報廃棄（消去を含む。）したときは、久留米市に報告しなければならない。

8 事故の報告

受託者は、業務における個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について速やかに報告し、久留米市の指示を受けなければならない。

9 複写及び複製の禁止

受託者は、業務を処理するために久留米市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、久留米市の文書による指示及び承諾があるときはこの限りではない。

10 従事者の監督

(1) 受託者は、この業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 176 条又は第 180 条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(2) 前項の場合において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に定める派遣労働者に保有個人情報の取扱いに係る業務を行わせる場合には、労働者派遣委託業務書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

11 久留米市による監査・立入調査

久留米市は、受託者が業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について受託者に報告を求め、又は立入調査できるものとする。